

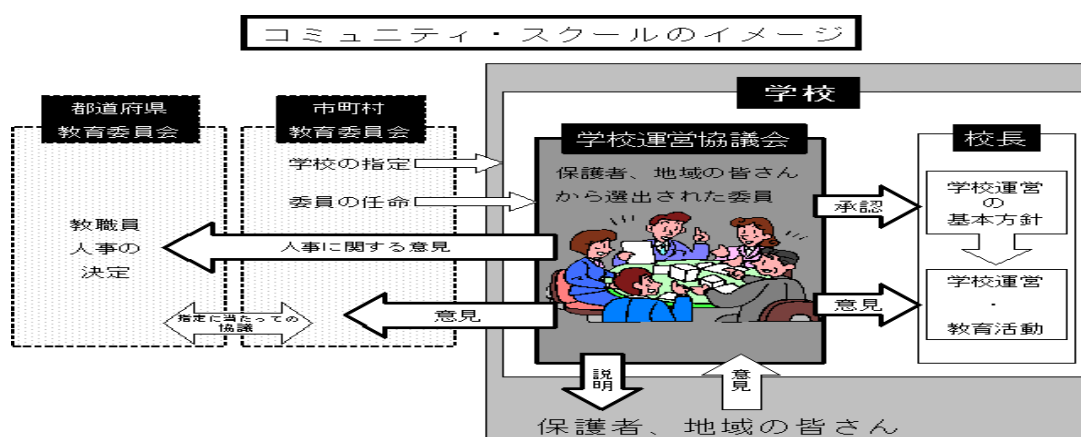
コミュニティ・スクール ～学校運営協議会設立に向けて～

1 コミュニティ・スクールとは

学校運営協議会制度（いわゆるコミュニティ・スクール）は、平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されました。

保護者や地域住民が、学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、より良い教育の実現を目指すという、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組みです。

学校や地域の実情も十分に踏まえ、教育委員会が、教育委員会規則で定めるところにより、所管する学校をコミュニティ・スクールに指定した場合に、当該学校で学校運営協議会を設置することができます。



学校運営協議会の主な役割は、次のとおりです。

- 校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見具申
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見具申
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用)

上記の主な役割のほか、先進校の学校運営協議会の会議で、特に取り上げられている議題は、次のとおりです。

- 地域人材の活用（約6割）
- 学校評価、学校行事（約5割超）
- 地域等の協力（地域・保護者の巻き込み方）（約4割）
- 授業改善、教育課程（約3割）
- 教員評価、教員任用（約1割弱）

出典：コミュニティ・スクールの研究 - 学校運営協議会の成果と課題 - 佐藤晴雄 編著

また、コミュニティ・スクールに指定されている学校では、この仕組みを活用して、地域の意見を踏まえ、地域の協力を得た教育活動として、学校支援ボランティアと協働した学力向上の取組や、地域の特性を生かした体験活動、行事の実施、地域の力を借りて放課後の子供たちの居場所づくりを行ったりする取組も進んでいる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

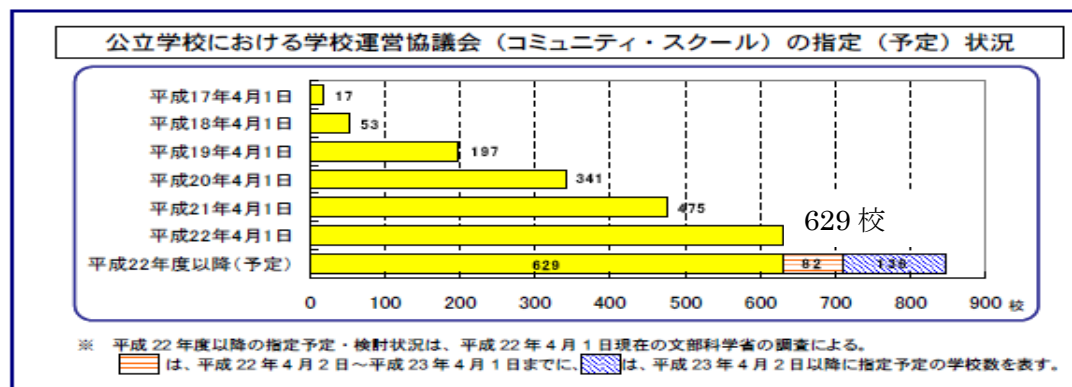
第四十七条の五

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

2 コミュニティ・スクールの現状

(1) 指定状況

平成22年4月1日現在で、629校がコミュニティ・スクールに指定され、学校運営協議会を設置しています。



(2) コミュニティ・スクールの内訳

629校のコミュニティ・スクールの学校種ごとの内訳は、幼稚園36園、小学校428校、中学校157校、高等学校3校、特別支援学校5校となっています。

地域ごとに指定状況を見ると、コミュニティ・スクールを指定している教育委員会は、都道府県別では31都府県、学校設置者別では2県82市区町村となっています。

また、設置する小中学校すべてをコミュニティ・スクールに指定している教育委員会は、東京都では、三鷹市（22校）となっています。

(3) コミュニティ・スクールの推進に係る調査研究事業との関係

文部科学省では、コミュニティ・スクールの普及促進のため、平成17年度から「コミュニティ・スクール推進事業」を実施しており、平成22年度には238校が調査研究を行いました。

3 学校運営協議会の概要

(1) 委員について

- ① 地域の住民
- ② 児童・生徒の保護者
- ③ 指定学校の職員
- ④ 識見を有する者
- ⑤ その他、教育委員会が適当と認める者

※ 地域に開かれ、支えられる学校づくりを進めるという制度の趣旨に照らせば、一般的には、各学校の通学区域程度の範囲が想定されます。

(2) 身分について

委員は、特別職の地方公務員の身分を有します。

※ 協議などを通じ、児童・生徒のプライバシーや職員の人事等に関する情報をその職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則等で守秘義務に必要な規定を置いています。

(3) 指定・委員任命の手続き

具体的な指定、委員の任免の手続きについては、教育委員会の規則に定め、教育委員会が学校運営協議会を置く学校として指定し、委員を任命します。

(4) 権限について

- ア 教育課程の編成に関する事
- イ 学校経営計画に関する事
- ウ 組織編成に関する事
- エ 学校予算の編成及び執行に関する事
- オ 施設管理及び施設設備等の整備に関する事

※ ただし、校長の学校経営権を尊重するものとする。

(5) 具体的な協議、承認等の流れ（出典：文部科学省 コミュニティ・スクール設置の手引き）

例1 学校運営の基本的な方針の承認

例えば、教育課程に関する基本的な方針を定めようとする場合には、まず、校長が副校長や教務主任等と相談した上で案を作成し、学校運営協議会に諮ることとなると考えられます。その案について、学校運営協議会は、教育委員会規則等に定められた手続きに則って協議し、議決を行います。校長は、承認された基本的な方針に沿って、教育課程を編成することとなります。

学校運営の基本的な方針案について、校長と学校運営協議会の意見が一致せず、承認が得られない場合、校長は、理解を得られるよう、十分な説明を行い、議論を尽くして成案を得るよう最大限努める必要があります。

それでもなお、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くこと等により承認が行われない場合には、校長は、例外的に、承認を得ることなく学校運営を行うことができます。ただし、そのような状況が継続する場合には、指定を行った教育委員会は、実情を把握した上で必要な指導を行い、なおも著しい支障が解消されない場合には、指定を取り消すなどの措置を講ずることが必要になると考えられます。

例2 教職員の任用にかかわる意見具申

意見を述べる対象事項としては、主にその学校の基本的な方針を踏まえて、実現しようとする教育目標・内容等に合った教職員の配置を求め、すなわち、採用、昇任、転任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分、勤務条件の決定などに関する事項は含まれません。

教育委員会は、学校運営協議会から教職員の任用に関する意見が出された場合には、できる限りその意見の内容を実現するよう努める必要があります。

教育委員会は、各学校の実情や域内のバランス等を総合的に判断しつつ、学校運

営協議会の意見と異なる人事を行う合理的な理由がなければ、基本的にその意見に沿った人事を行うことになります。

4 本市の取組

(1) コミュニティ・スクール推進計画（平成22年12月策定）

各校では、「コミュニティ・スクール設置の基本方針」等を踏まえ、開校年度以前に「学校運営協議会設立準備委員会」を設置し、市教育委員会からコミュニティ・スクールとして指定を受けるための準備を開始する。

No.	学校名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	第一小学校			●	
2	第二小学校				●
3	第三小学校				●
4	第七小学校			●	
5	第八小学校		●		
6	第九小学校				●
7	第十小学校				●
8	雷塚小学校			●	
9	村山学園	●			
10	第一中学校			●	
11	第三中学校			●	
12	第四中学校				●
13	第五中学校				●
合 計		1	1	5	6

(2) 学校運営協議会設立準備委員会の検討内容（開校前年度）

基本的な検討項目

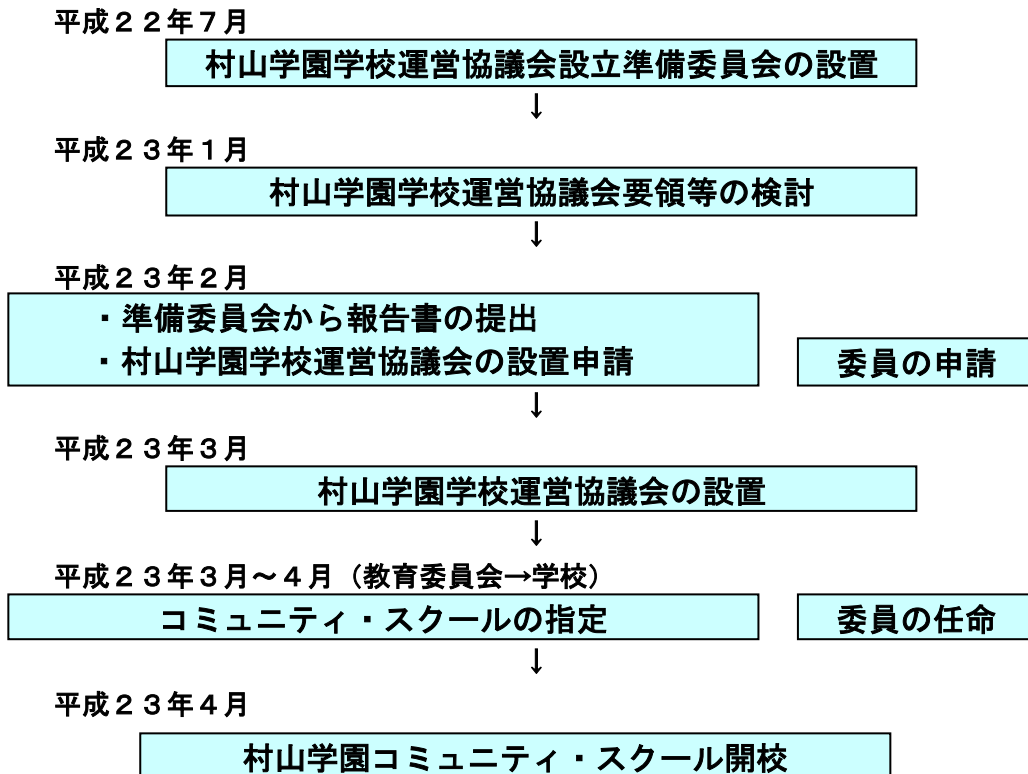
- ① 学校の目指すコミュニティ・スクール像
- ② 地域意向状況の把握
- ③ 基本方針（学校運営協議会の名称・構成員・市民公募の考え方等）
- ④ 学校運営協議会の組織（案）
- ⑤ 学校運営協議会の年間活動計画（案）
- ⑥ 学校評議員制度、学校関係者評価委員会等の取扱い
- ⑦ 学校運営協議会要領（案）
- ⑧ 文部科学省コミュニティ・スクール調査研究事業の内容整理
（ただし、調査研究事業の指定を希望する場合）

(3) 規則等の整備

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条及び第12条の4まで (略) (学校評議員)</p> <p>第12条の5 小中学校の管理運営に保護者、地域住民等の意向を的確に把握し、開かれた学校づくりを推進するため、小中学校に学校評議員を置く。ただし、次条の規定により学校運営協議会が置かれるときは、当該学校運営協議会が置かれる小中学校の校長と協議の上、学校評議員を置かないことができる。</p> <p>2 略 (学校運営協議会)</p> <p>第12条の6 委員会は、委員会規則で定めるところにより、小中学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。</p>	<p>第1条から第12条の4まで (略) (学校評議員)</p> <p>第12条の5 小中学校の管理運営に保護者、地域住民等の意向を的確に把握し、開かれた学校づくりを推進するため、小中学校に学校評議員を置く。</p> <p>2 略</p>

5 コミュニティ・スクール開校までの流れ（村山学園の例）



村山学園 学校運営協議会実施日程表（予定）

実施時期		計 画 事 項		摘 要
月	日	推 進 委 員 会	その他の会議・取組等	
4	下旬		第1回 ・運営方針、委員の役割分担等の決定 ・研究計画方針の決定	
5	下旬	第1回 ・小中一貫校村山学園の学校運営方針について	第2回 ・文部科学省コミュニティ・スクール推進事業の説明 ・ <u>学校評価計画の提案</u>	
6	上旬		第3回 ・学習指導上の課題に関して説明と対策 ・教員公募案の検討	
7	上旬	第2回 ・ <u>コミュニティ・スクールと小中一貫校との関わりについて検討</u>	第4回 ・生活指導上の課題に関して説明と対策 ・ <u>教員公募案の検討</u>	
8	上旬		第5回 ・他地域の学校運営協議会先進校視察	
9	下旬	第3回 ・ <u>学校運営協議会の活動部門として位置付ける各部会のあり方について検討</u> ・ <u>地域と連携した行事について検討</u>	第6回 ・学校評価実施 ・平成23年度予算執行状況（中間） ・平成24年度人事進行状況説明	
10	下旬	第4回 ・各部会の活動内容の検討	第7回 ・平成24年度人事進行状況 ・ <u>学校関係者評価（中間）</u> ・ <u>小中一貫教育研究発表会の取組について検討</u>	
11	中旬	第5回 ・市教育委員会と連携し、コミュニティ・スクール講演会を開催	第8回 ・学習指導上の課題に関して現状報告 ・学校運営協議会委員の構成のあり方の検討。	
11	未定	第6回 ・文部科学省コミュニティ・スクール推進協議会への参加		
12	中旬	第7回 ・研究1年次の検討状況の整理、中間報告の作成	第9回 ・生活指導上の課題に関して現状報告	
1	中旬		第10回 ・ <u>学校関係者評価(最終)</u>	
2	上旬	第8回 ・研究1年次の検討状況の整理、中間報告の作成	第11回 ・平成24年度学校経営計画、教育課程編成、組織編成	
3	中旬		第12回 ・平成23年度予算執行状況（決算） ・平成24年度新体制、年間活動計画 ・報告書の作成・提出	